

○檜原市認知症総合支援事業実施要綱

平成28年1月15日告示第5号

改正

平成28年4月1日告示第91号

令和4年3月31日告示第130号

檜原市認知症総合支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、檜原市（以下「市」という。）が実施する檜原市認知症総合支援事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市は、第7条の認知症初期集中支援チーム検討会議に関する事務を除いて、檜原市地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）に委託して事業を実施するものとする。

（実施内容）

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）認知症に係る医療機関、介護サービス提供機関及び支援機関等（以下「関係機関」という。）の連携、調整等に関すること。
- （2）認知症である者及びその家族（以下「認知症である者等」という。）に対する適切な支援の検討及び実施に関すること。
- （3）認知症である者等に対する支援のための情報の収集及び提供に関すること。
- （4）認知症である者等に対する支援のための研修会、交流会等の実施に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、認知症である者等に対する支援について必要な事項に関すること。

（認知症地域支援推進員）

第4条 市長は、前条に規定する事業の内容を円滑かつ効果的に実施するため、認知症地域支援推進員を置き、関係機関との連絡調整を行うものとする。

2 認知症地域支援推進員は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- （1）認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士又は介護福祉士
- （2）前号に掲げる者のほか、認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市長が認めた者（嘱託医の配置）

第5条 市長は、事業の実施において医療と介護の連携を図るため、次の各号に掲げる活動を行う認知症サポート医養成研修修了者（以下「認知症サポート医」という。）、認知症疾患医療センターの専門医等の医師を配置する。

- （1）認知症地域支援推進員等からの相談に対する医療的見地からの助言
- （2）認知症である者を専門医療機関につなぐための関係機関との調整
- （3）地域における認知症である者への支援を行う関係者の会議への出席及び助言

（認知症初期集中支援チームの設置）

第6条 市長は、認知症である者等に早期に関わるため、認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

2 支援チームの構成員及びその人数は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）次のアからウまでの要件の全てを満たす専門職 2人以上
 - ア 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
 - イ 認知症ケア若しくは在宅ケアの実務又は相談業務等に3年以上携わった経験がある者
 - ウ 国が定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講する等、必要な知識及び技能を修得した者
- （2）日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である者 1人

（認知症初期集中支援チーム検討会議の開催）

第7条 市長は、支援チームの設置及び活動状況を検討するため、認知症初期集中支援チーム検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

（検討会議の所掌事項）

第8条 検討会議は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）支援チームの設置及び活動状況に関すること。
- （2）関係機関との連携に関すること。
- （3）その他支援チームの活動について、必要な事項に関すること。

（検討会議の参加者）

第9条 検討会議は、次の各号に掲げる参加者をもって開催し、総数は12人以下とする。

- （1）認知症サポート医
- （2）認知症疾患医療センター職員

- (3) 檀原地区医師会会員
 - (4) 檀原市社会福祉協議会常務理事
 - (5) その他市長が必要と認める者
- (運営方法)

第10条 検討会議の参加者は、その互選により検討会議を進行する座長を定めるものとする。

(会議の庶務)

第11条 会議の庶務は、長寿介護課において処理する。

(秘密保持)

第12条 認知症地域支援推進員、支援チームの構成員、検討会議の参加者その他事業に従事する者は、正当な理由がなく、業務上知り得た認知症である者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成28年告示第91号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(令和4年3月31日告示第130号抄)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
